

沖縄バイク・ジムカーナ協会規約

(名称)

第1条 本協会は、「沖縄バイク・ジムカーナ協会」と称し、大会名を「沖縄Motoジムカーナ大会」と称する。

(目的)

第2条 沖縄バイク・ジムカーナ協会（以下「協会」という。）は、自動二輪車の運動特性に対する理解と基本的な運転操作を習熟することを第一の目的とし、バイクをこよなく愛する者同士が親睦を図り、安全に楽しみながら手軽にモータースポーツに親しむことを第二の目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 沖縄Motoジムカーナ大会（以下「大会」という。）及び練習会の開催
- (2) 各種交通安全事業への協力
- (3) 親睦会の開催
- (4) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 協会正会員
バイクをこよなく愛し、競技ルール・マナーを守れる方で、本協会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 賛助会員
本協会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第5条 協会正会員（以下「会員」とする）及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会費)

第6条 会員及び賛助会員は、総会または、大会及び練習会時において次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 会員： 3,000円（事業年度内の保険料を含む。）
- (2) 賛助会員： 30,000円

(会員資格の喪失)

第7条 会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 年会費を支払わないとき。
- (3) 交通違反を繰り返し、免許停止などの重い行政処分を受けたとき。

(退会)

第8条 会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(イベント、大会及び練習会参加費等)

第9条 大会及び練習会の参加費は次の各項を基準とするほか、会場変更や施設設備使用料の発生及び、保険料掛け金の改定等があった場合などは、役員が協議のうえ追加費を決定し、参加費とする。

(1) 会員及び賛助会員

ア 役員 1,000円

イ 一般 2,000円

ウ 高校生 500円

(2) 非会員(ノービス初参加者または、他地域スポット参加選手に限る。)

ア 一般 2,500円

イ 高校生 1,000円

(3) 体験走行

初参加者で練習会に参加する者

参加費は無料である。ただし、その後行われる大会に参加する場合は会員登録及び前号に記載の参加費が必要である。

2 大会及び練習会について役員が安全上必要と認めた場合は、会員の中から運営委員(サポーター)を指名することができ、その者の参加費を減ずることができる。

3 協会の計画または参加するイベント等に参加や協力ができる会員に対し、協力金として食事代等の出資ができるものとする。

(役員)

第10条 本協会に次のとおり役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 事務局 1人~3人

(4) 運営委員 5人~15人

(5) 監事 1人

(6) 会計 1人

2 会長は会員の中から推薦により選任され、総会において会員の承認を得る。

3 会長候補者(推薦)が2人以上の場合は、総会において出席した会員の過半数をもって決し、承認を得る。

4 副会長及び事務局兼会計は、会長が選任し、総会において会員の承認を得る。

5 運営委員の内2人は会長が承認し、内2人は会員からの選出とする。

6 監事は、会員の中から選任され、総会において承認を得る。

(役員の仕事)

第11条 会長は本協会を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局及び会計は、本協会の事業執行に伴う各団体及び各関係機関との連絡調整を行うとともに金銭の出納を担当する。

4 運営委員は、競技、練習会時の運営を担当し、また各役員をサポートを行う。

5 監事は、本協会の事業執行状況及び出納状況を監査する。

(役員の任期等)

第12条 会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 事務局及び会計の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 監事の任期は1年とする。
- 6 各役員は、任期満了後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 7 補欠のため、新たに就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。その場合は、議決前に当該役員に発言の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 重大な過失により交通違反を起こしたとき。

(顧問)

第14条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決を経て会長が委嘱するものとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見することができる。
- 4 第12条第1項及び第13条の規定は、顧問についてこれを準用する。

(事業報告及び監査)

第15条 会長は、本協会の毎事業年度終了後に事業報告書、収支決算書を作成し監事の監査を受け、総会において会員の承認を得る。

(事業年度)

第16条 本協会の事業年度を4月1日から翌年3月31日までとする。

(会議)

第17条 次の会議を開催する。

- (1) 総会： 毎事業年度終了後に行う、最初の競技及び練習会時に総会を併せて開催する。また、構成員は会員とする。
- (2) 役員会： 会長が必要とするとき及び、役員半数が必要と認められたとき。
- (3) 勉強会： 年数回不定期で行う。

(総会の権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び承認並びに解任
- (5) その他協会運営に関する重要事項

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(細則)

第21条 本協会規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、本協会の成立の日から施行する。
- 2 本協会立上げ当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長

副会長

同

事務局兼会計

運営委員

同

同

同

監 事

- 3 本協会立上げ当初の役員の任期は、第12条各号の規程にかかわらず、会長及び運営委員並びに監事にあつては、立上げの日から平成21年3月31日まで、副会長及び事務局兼会計にあつては、立上げの日から平成22年3月31日までとする。
- 4 本協会の立上げ当初の事業年度は、第16条の規程にかかわらず、立上げの日から平成21年3月31日までとする。
- 5 2015年4月7日 改定
- 6 2019年4月1日 改定
- 7 2022年1月13日 改定

沖縄Motoジムカーナ大会及び練習会規則

1 参加資格

- (1) 心身共に健全で大会及び練習会規則並びにルールを遵守できる者
- (2) 大会及び練習会に参加申込みをした当該出走車両の運転免許を取得していること。
- (3) 申込みにあたり、別紙誓約書の内容を確認のうえ署名し、事務局へ提出すること。
- (4) 役員の指示に従うことができる者
- (5) 満20歳未満の方は保護者の承諾を得ていること。
(参加申込みには保護者の署名捺印が必要である。ただし、電話等で確認できた場合はその限りではない。)

2 参加申し込み

- (1) 大会及び練習会当日に所定の参加申込用紙に必要事項を記入し、参加費と合わせて事務局へ申し込む。
- (2) 申込時に運転免許証を提示する。
- (3) 大会及び練習会の受付は午前9時30分（基準）までとする。

3 受付

- (1) 参加申込用紙を提出した時点での受付受理となる。
- (2) 大会及び練習会は原則として雨天決行である。ただし、大雨警報、暴風警報発令時は中止とし、その他注意報等の発令時は、安全が確保できるまでの間は一時中止とする。
- (3) 一旦受理された参加費は、返却を行わない。ただし、大会及び練習会の途中中止を協会が判断した場合はその限りではない。

4 出走クラス等

- (1) Aクラス、Bクラス、C1クラス、C2クラス、大型クラス、シニアクラス、女性クラス、ノービスクラスの8クラスとする。
- (2) ノービスクラス以上の参加には会員登録（保険適応）が必要である。ただし、他地域での大会等経験者でスポット的に参加する選手はこの限りではない。
- (3) 大型クラスは、排気量750cc以上の車両とする。
- (4) シニアクラスは50歳以上で、C1、C2クラス及びノービスクラスの者を対象とし、且つ、50歳以上の者が3名以上の参加をもって成立する。
- (5) 女性クラスは、全クラスの者を対象とし、且つ、女性3名以上の参加をもって成立する。
- (6) 初めて大会に参加する選手はノービスクラスでの出走となる。ただし、運転技術や他のモータースポーツ等での出場経験などを考慮し、会長および、過半数の役員が一ランク上のクラスでの出走が妥当と判断した場合はこの限りではない。
- (7) 過去の参加選手で、期間（1年以上）をあけて参加する者のクラスは、役員の多数決で決定する。
- (8) 各クラスの出走順番については役員の指示に従うものとする。

5 競技期間（シーズン）

年間シーズンは、1月大会から12月大会までとする。

6 ポイント制

各出走クラスにおいて上位5位までにポイントを付する
1位10点、2位8点、3位6点、4位4点、5位2点

7 年間表彰

- (1) Aクラス、Bクラスについては、全12戦中、成績の良い10戦分のポイントの有効ポイントとし、その合計をもって順位をつける。ただし、大会の開催が10戦に満たない場合には、その開催数とする。また、ポイントが同点の場合は、優勝回数が多い者、次に2位が多い者順で勝者となる。
- (2) その他のクラスについては、大会開催数のポイント合計をもって順位をつける。また、ポイントが同点の場合は上記1号に準ずるものとする。

8 クラス分け

毎年12月大会終了時点で各選手の成績の良いタイム3戦分の平均トップタイム比を算出し、C2クラス以上の選手をタイム比の良い順から順位をつけ、各クラスを以下の人数を基準とし、選手を入れ替え、クラス分けを行う。

- (1) Aクラス10名
- (2) Bクラス12名
- (3) C1クラス14名
- (4) C2クラス上記クラス及びノービスクラス以外の選手

9 特別昇級（特別昇格）

前号に関わらず、Bクラス以下のクラスにおいて、突出した成績であり、上位クラスのトップタイムと同等と役員^の3分の2以上が認めた場合、シーズン途中であっても特別昇級（昇格）させ、上位クラスに移行させることができる。

10 大会表彰

大会の表彰については、各クラスとも計測タイムの上位3位までを表彰するものとする。（未成立のクラスを除く。）

11 降級（降格）

- (1) 1年以上大会の参加がない選手
- (2) 本人から自己申告があり、役員^の3分の2以上が認めた場合

12 出走車両規定

- (1) 基本的に公道走行可能な車両とし、競技専用車両での参加は認めない。ただし、教習用車両等については役員^の確認を受けるものとする。
- (2) 排気量について制限はない。 ※原付及び大型スクーター等出場可
- (3) 会場内でのミラー等の取り外しまたは折りたたむものとし、灯火類へのテープング処置を行うものとする。
- (4) ミラー以外の取外しは認めないものとする。
- (5) 不正改造車での参加は認めない。
- (6) 大音量マフラー装着車（競技用マフラー等）での参加を認めない。
- (7) 車検対応マフラーであっても、劣化や取付不具合等で著しい音を発する車両の参加を認めない。
- (8) 整備不良車での参加は認めない。
（特にブレーキの効き具合及びランプの点灯、タイヤの著しい摩耗やチェーンの張り具合、エンジンオイル等の漏れ等に注意すること。）

13 安全の確保

- (1) 飲酒、酒気おび状態（二日酔い含む）での競技及び練習会への参加禁止
- (2) 会場内及び付近での危険行為等（故意的なウィリー走行やアクセルターン等）の禁止
- (3) 競技及び練習会参加者は確実に次の装備及び服装を装着するものとする。

- ア ヘルメット
- イ 長そで、長ズボン
- ウ プロテクター類（肘、膝、肩、胸部、背部）
- エ グローブ
- オ ライダーブーツ等

（概ね下腿の半分を覆うものとする、ただし、編み上げ靴は不可とする。）

- (4) 半キャップヘルメットでの参加禁止
- (5) 会場内をバイクで移動する際は、安全のため全装備を着用するものとする。

14 その他

- (1) 万一、大会及び練習会中に怪我等が生じた場合は、本協会が用意した救急セットにおいて応急手当等を行う。ただし、それ以上の処置の必要性が生じた場合は救急車を要請し医療機関での対応とする。
- (2) 会場内で起こった事故等により負傷した場合は、本協会が適用した保険の範囲内で本協会を通して請求可能である。
- (3) 大会及び練習会への参加に際し、その往復路での交通安全に注意し、会場付近では住民感情等を考慮するよう努めること。
- (4) 会場内では清潔を心掛け、タバコの吸殻の投げ捨て禁止やゴミの持ち帰り、所定の場所へ捨てること。
- (5) 大会及び練習会の準備や使用後の片付け、原状回復、清掃等を行うこと。
- (6) 本規則は、事情により予告なく変更する場合がある。また、状況に応じて当日においても適宜役員の判断で省略もしくは変更等の処置を行うことができるものとする。

15 損害等の責任

- (1) 大会及び練習会において起こった怪我や損害等については、全て自己責任とし、いかなる理由であっても本協会及び施設管理者は一切の損害に対する責任を負わない。また、その責任を本協会及び施設管理者へ請求しない旨の誓約書を提出するものとする。
- (2) 大会及び練習会の会場内において参加者が故意または、過失によってその設備や機器、施設所有物等に損害を与えた場合は、本協会はその当事者に対し損害賠償を請求するものとする。

沖縄Motoジムカーナ大会及び練習会ルール

- 1 スタート：指定位置に前輪をつけて後方確認後にスタートする。
- 2 ゴール：所定のエリア内に完全に停止し、左足をつく。
- 3 パイロン：接触及び倒すことなく通過すること。
- 4 ペナルティー
走行タイムに次ぎの時間を加算する。
 - (1) 1秒加算
 - ア パイロン倒し及び接触 ※1本につき1秒加算
 - イ 足つき、足出し ※1回につき1秒加算する。(足つき設定セクション内を除く。)
 - (2) 3秒加算
 - ア ゴールエリア内不完全停止
 - イ 縁石乗り上げ ※1回につき3秒加算
 - ウ ゴールエリア内での転倒 ※車体を起こして再度、左足停車姿勢を取ること。
- 5 中止
 - (1) コースミス ※コース復帰できずにゴールした場合
 - (2) 転倒時に自力では競技復帰できない場合
 - (3) 役員の指示または、規則、ルールを守ることができない場合
 - (4) 装備着用違反が確認できた場合
 - (5) 後続車に追いつかれた場合
- 6 無加算
 - (1) 車体接地
 - (2) ステップに両足が乗っている状態での膝や、つま先等の接地
 - (3) 転倒及びエンスト等で速やかに再スタート及び自力復帰できる場合
- 7 禁止事項
 - (1) 立入禁止エリアでの走行
 - (2) 指定場所及び役員の指示以外での走行
 - (3) 追い抜き及び危険回避以外の急停車
- 8 練習時の注意事項
 - (1) 会場内をバイクで移動する場合は装備を必ず着用すること。
 - (2) 連なって走行練習する場合は、前方車両との車間距離を十分にとり、接触がないように留意すること。
 - (3) 前方を走行する車両に接近し、必要以上にプレッシャーを与えないこと。